

令和6年10月より児童手当制度が変更されました

主な変更点

- ①支給対象児童の年齢延長 ②所得制限の撤廃 ③多子加算の拡充 ④支払回数が年6回に変更

① 支給対象	高校生年代までの児童（18歳到達後の最初の年度末まで）を養育している方						
② 所得制限	なし						
③ 手当月額	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">【3歳未満】</td> <td style="text-align: center;">【3歳～高校生年代】</td> </tr> <tr> <td>第1子、第2子・・・15,000円</td> <td>第1子、第2子・・・10,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降・・・30,000円</td> <td>第3子以降・・・30,000円</td> </tr> </table> <p>カウントの対象 22歳到達後の最初の年度末までの子 (例) 23歳、19歳、15歳、11歳の子がいる場合 ・23歳の子は多子加算のカウント対象となりません。 ・19歳の子から第1子、第2子と数え、11歳の子が多子加算の対象となります。 ※19歳の子が経済的に自立している場合は11歳の子は第2子となり、多子加算は該当しません。</p>	【3歳未満】	【3歳～高校生年代】	第1子、第2子・・・15,000円	第1子、第2子・・・10,000円	第3子以降・・・30,000円	第3子以降・・・30,000円
【3歳未満】	【3歳～高校生年代】						
第1子、第2子・・・15,000円	第1子、第2子・・・10,000円						
第3子以降・・・30,000円	第3子以降・・・30,000円						
④ 支払回数	年6回【偶数月】（各前月までの2か月分を支払い） ※各支給月の15日（休日の場合、直前の平日）に振り込みます。						

手続きが必要な方

- ・所得制限により、児童手当を受給できなかった方
- ・高校生年代の子がいるが0歳から中学生までの子がないため、児童手当を受給していない方
- ・生計費を負担している大学生年代の子どもがおり、多子加算の対象となる方（「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります）
 ※対象となる方には、順次ご案内を送付しています。ただし、転入された方や公務員を退職された方など、市では把握できない場合がありますので、ご確認をお願いいたします。
 ※公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。

子どもの医療費について

寒くなり体調を崩しやすい季節になりました。医療機関受診の際は、マイナ保険証といっしょに、子どもの医療費受給資格証をご提示ください。

- ・手洗い、マスクなど感染防止に努めましょう。
- ・早期受診により、重症化予防に努めましょう。
- ・インフルエンザ予防接種により、予防に努めましょう。



お問合せ 子育て家庭課 ☎0954-23-9216

有料広告

些細なことでもご相談ください！

「エアコン掃除」などの専門的な作業から、「草刈り・お庭のお手入れ・重たい物の運搬、スマホ操作」など、ちょっとしたお困りごとの対応もしております。些細なことでもまずはお気軽にご相談ください！



まごのてサービス

エアコンクリーニング・お庭のお手入れ
 ハウスクリーニング・草刈り ほか

営業時間：平日 9:00～18:00
 佐賀県武雄市朝日町甘久 3428-29
 ☎080-4612-2879（代表：馬場）

